

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表

○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）抄

（傍線部分は改正部分・網掛けゴシック体部分は修正部分）

修正後	修正前	現行
<p>（耐震診断の結果の公表）                      第九条（略）</p> <p>2 前項の国土交通省令を定めるに当たっては、建築物の利用者、民間事業者及び地域経済に与える影響に十分に配慮するものとする。</p> <p>（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担等）                      第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県は、第七条第一号に掲げる建築物に係る耐震診断の実施に伴う当該建築物の所有者の経済的負担の軽減を図るため、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用の助成その他の必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>4 国は、要安全確認計画記載建築物に係る耐震診断の実施に伴う当該要安全確認</p>	<p>（耐震診断の結果の公表）                      第九条（略）</p> <p>（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）                      第十条（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（新設）</p>

計画記載建築物の所有者の経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内において、第七条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用の助成その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第二十二條 (略)

2・3 (略)

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物(以下「基準適合認定建築物」という)、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの(第五項において「広告等」という。)に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付すことができる。

4 前項の国土交通省令を定めるに当たっては、建築物の利用者の選択に混乱を生じさせることのないよう十分に配慮するものとする。

5 何人も、第三項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれ

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第二十二條 (略)

2 (略)

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物(以下「基準適合認定建築物」という)、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付すことができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと

(新設)

と紛らわしい表示を付してはならない。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 **第二十二條第五項**の規定に違反して、表示を付した者
- 三〇六 (略)

附則

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三條 (略)

2 (略)

3 第八條、第九條、**第十條第三項及び第四項並びに**第十一條から第十三條までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八條第一項中「前條」とあり、**第九條第一項、第十條第四項及び第十三條第一項中「第七條」とあり、並びに第十條第三項中「同條」とあるのは「附則第三條第三項」と、**第九條第一項中「前條第三項」とあるのは「同條第三項において準用する前條第三項」と、第十三條第一項中「第八條第一項」とあるのは「附則第三條第三項」と読み替えるものとする。****

紛らわしい表示を付してはならない。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 **第二十二條第四項**の規定に違反して、表示を付した者
- 三〇六 (略)

附則

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三條 (略)

2 (略)

3 第八條、第九條及び第十一條から第十三條までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八條第一項中「前條」とあり、**並びに第九條及び第十三條第一項中「第七條」とあるのは「附則第三條第一項」と、第九條中「前條第三項」とあるのは「同條第三項において準用する前條第三項」と、第十三條第一項中「第八條第一項」とあるのは「附則第三條第三項において準用する第八條第一項」と読み替えるものとする。**

第二十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二〇五 (略)

附則

(新設)

三項において準用する第八条第一項」と  
読み替えるものとする。

4  
5  
6 (略)

4 |  
5 |  
6 |  
(略) |